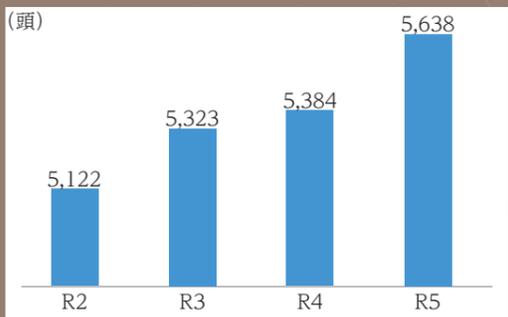
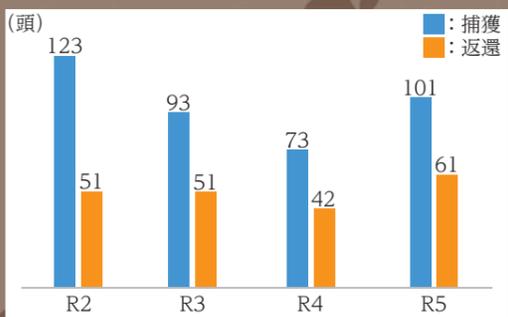


近年、本市の犬の登録頭数は増加傾向にあり、鹿屋保健所での捕獲頭数は約100頭前後で推移しています。殺処分頭数はごく少数ですが、捕獲後に返還されないケースが多くなっています。

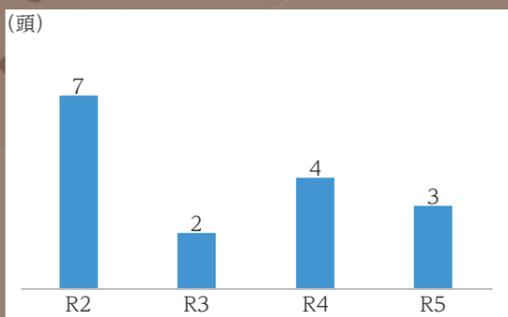
登録頭数（鹿屋市）



捕獲頭数と返還頭数（鹿屋保健所管内）



殺処分頭数（鹿屋保健所管内）



※すべて犬の頭数



鹿屋保健所 衛生・環境課 獣医師 中尾 伊吹 さん

鹿屋保健所管内での犬の捕獲頭数は、年間100頭前後で推移しています。その大半が各家庭で飼養されていた犬が逃げ出したこと

責任を持って 最期まで面倒を

によるものですが、そのうち40%程度は飼い主が引き取りに来ません。飼い主が見つからなかった犬は譲渡前適性検査を実施し、譲渡に適合している場合は「鹿児島県動物愛護センター」や「始良動物管理センター」で、新しい飼い主に譲渡されるのを待つこととなります。適性検査で病気が見つかるなど、譲渡に適合しないと判断された場合は殺処分となってしまう。捕獲頭数は減少傾向にありますが、譲渡を待つ犬は年々増加しており、県の収容施設はパンク寸前の状態が続いています。

また、飼い主の高齢化・病气や、ペットは家族の一員。ペットを飼ったことがある人の多くはそんな実感を持つているのではないのでしょうか。近年では、動物と伴侶のように共に暮らす関係を示す「コンパニオン・アニマル」という呼称が広まっていることから、社会においてペットの存在が大きくなっていることが分かります。

しかし、一方では適切に飼養されず、他の住民とのトラブルや、最後まで面倒を見てもみえず、保健所などに保護されてしまうケースも後を絶ちません。

では、ペットを飼う・ペットと暮らす上で飼い主はどのようなことに配慮しなければいけないのでしょうか。人と動物が共に生きていくために、飼い主に求められる様々なことを専門家に伺いました。これを機に、ペットを飼っている人もこれから飼おうと考えている人も、改めてペットを飼う責任を認識してください。

引越先でのペット禁止など、飼い主の都合で引き取りを依頼される場合もありますが、原則として保健所ではそうした私的的理由による引き取りを行うことができません。そのため動物を飼う前には、責任を持って終生飼養が可能か、既に飼っている方は自分の身に何かあった時に誰が犬の世話をするのか、家族や身近な人と今一度話し合っておくことが必要です。

募集

終生、大切に飼養してくれる飼い主さんを募集しています。譲渡を希望する人は鹿屋保健所衛生業務係までご連絡ください。
Instagram
YouTubeでは保護犬・猫の動画を見ることができます。
 鹿屋保健所 ☎ 0994-52-2113

ことは、病気になるたり年老いて介護が必要になったりした場合でも、最期まで面倒を見ることが責任が求められます。少しでも不幸な動物を減らすためにも、責任ある行動をお願いします。

LIFE with DOGS



ペットが多くで飼われている現代、犬をペットとして迎え入れる人も多いのではないのでしょうか。一方で、飼い主には犬を適切に飼育する責任が求められます。今号では犬の適正飼養について特集します。

鹿屋市生活環境課 ☎ 0994-31-1115



※掲載されている犬・猫は、すでに譲渡されている場合がありますのでご了承ください。